平成29年労第97号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

### 理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

## 1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、事務職として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から原動機付自転車を運転して出勤する途中、停車していた普通トラックを追い越そうとした際、当該トラックが急に請求人側の走行車線に車線変更してきたため、避けようとして急ハンドルを切り、バイクごと転倒して負傷した(以下「本件災害」という。)。

請求人は、翌〇日、C病院に受診し、「左腕引き抜き損傷」、「左腕神経叢麻痺」と診断され、以後、複数の医療機関で療養を継続した結果、同年〇月〇日治癒(症状固定)した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第5級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、監督署長は、請求人に対し、労災保険法第47条の2による受診命令を実施した上で障害等級を見直し、請求人に残存する障害は障害等級第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の変更処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
  - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に残存する障害として検討すべきものは、当審査会としては、左上肢の機能障害と神経症状であると判断する。
- (2) これについて、D医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、診察や神経伝導検査の結果、左上肢麻痺の原因を腕神経叢麻痺あるいは腕神経叢損傷とすることは明らかに誤りであるとし、左上肢麻痺の原因は不明であって、心因性麻痺等の可能性は否定できないとする。また、同医師は、左肩関節の可動域の計測時に、可動制限か関節拘縮かは不明であるが、他動による左肩関節の疼痛を認めている。
- (3) 当審査会としても、改めて一件記録を精査したが、上記D医師の意見は妥当であると認められるところ、決定書理由に説示のとおり、請求人の左上肢麻痺については、機能障害の原因は不明であるものの、本件災害に起因するものとは認められず、また、左肩関節の神経系統の障害については同関節に神経症状を残しているものと認められる。
- (4)以上のことから、請求人に残存する障害については、障害等級第14級の9 「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと認められる。
- (5) なお、請求人は、当審査会開催の本件公開審理において縷々主張するが、その主張は、請求人の独自の見解であり、これを採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第14級を 超える障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が 請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消 すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。